

## 中間市議会ハラスメント根絶条例

市民から負託を受けた市議会議員及び市長並びに全ての市職員は、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、公共の福祉の増進という地方自治の本旨を体現するとともに、住民全体の奉仕者として住民福祉の向上に努めなければならない。ハラスメントは、他者に対して行われる極めて悪辣な行為であり、ハラスメントに対する無自覚によって相手に被害を与える「人権侵害」である。また、ハラスメントは、基本的人権、個人の尊厳を著しく傷つけ、議会活動に支障を来し、議会の社会的信用及び信頼を失うことにつながる。特に市職員に対するハラスメントは、議員と市職員という人間関係を背景とするため顕在化しにくい上に、不当に市職員の尊厳を傷つけ、最悪の場合、回復不能な肉体的、精神的な被害をもたらし、ひいては人材の喪失、行政の停滞を招くことになり、更には議員への市民の信頼を裏切ることになりかねない。中間市議会は、議員及び議会としての役割を十分発揮するため、互いに人格を尊重し相互信頼を深めることを通じて、ハラスメントの防止及び根絶に努め、信頼される議会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、議員による議員の地位を利用した、市職員（以下「職員」という。）に対するハラスメント及び議会内における議員間のハラスメントを防止根絶するための措置を講じ、全ての職員が個人としての尊厳を尊重され、良好な職場環境を確保することで市政の効率的運用に寄与し、もって信頼される議会の実現に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 言葉、行為等により相手を傷つけ、苦痛を与える行為、不快にさせる行為又は不利益を与える行為
- (2) 社会的又は性的差別により、相手に精神的又は身体的な苦痛を与える行為
- (3) 職務上の地位、役職等の優位性を背景に、適正な職務権限の範囲を超えて、相手に精神的又は身体的な苦痛を与える行為
- (4) 性的志向、性自認等の望まない暴露により、プライバシーを侵害し、相手を傷つける行為

### (議員の責務)

第3条 議員は、市民の代表者として、権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理意識を持ち、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たること及び職員の労働意欲を低下させることを自覚認識し、議員間又は職員の人格を尊重してハラスメントの防止根絶に努めなければならない。

2 議員は、当該議員によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

3 議員は、ハラスメントに当たる言動があると認められる事態に遭遇したときは、当該議員に対し厳に慎むべきを指摘し、解決するよう努めなければならない。

### (研修等)

第4条 議長は、ハラスメントの防止根絶を図るため、議員に対し必要な研修等を実施しな

ければならない。

(事実関係の把握等)

第5条 議長は、議員及び職員のハラスメントに関する苦情の申出があったときは、別に定めるところにより、速やかに、当該苦情に係る事実関係を把握し、今後のハラスメントの防止策を講ずるものとする。この場合において、議長は、会派を代表する者から意見を聴くものとする。

(公表等)

第6条 議長は、前条の規定により議員によるハラスメントがあったと確認したときは、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他必要な措置を講じなければならない。

2 議長は、市長から議員によるハラスメントがあったことを報告されたときは、会派を代表する者から意見を聴き、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他の必要な措置を講じなければならない。

3 議長は、前項に規定するハラスメントの報告に係る事実関係の調査及び確認を行うために、会派を代表する者からなる審査会を設置することができる。

4 議長は、前項に規定する審査会の調査の結果を尊重し、ハラスメントが確認された場合は、ハラスメントを行った議員に対して、指導、助言、注意その他必要な措置を講ずるものとする。

(議長職務の代行)

第7条 議長が調査の対象になったときは副議長が、議長及び副議長が共に調査の対象になったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

(注意義務)

第8条 議員は、ハラスメントによる被害者及び関係者のプライバシー保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 議会は、この条例の施行後3年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。